

# 国立大学法人電気通信大学コミュニケーションマーク使用細則

平成22年11月24日

改正

平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人電気通信大学コミュニケーションマーク規程第3条の規定に基づき、電気通信大学コミュニケーションマーク（以下「マーク」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 電気通信大学（以下「本学」という。）の英文略称であるUECを図案化したマークを幅広く使用することにより、本学の活動を統一的に表現し、わかりやすく社会に伝えていくものとする。

(使用者)

第3条 マークを使用できる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本学
- (2) 本学の役員及び職員並びに学生
- (3) 学長が指定する団体
- (4) 学長の承認を受けた団体

(使用範囲)

第4条 前条に定める者は、マークを次の各号に掲げるものに使用できる。

- (1) 本学の各種出版物、パンフレット及びポスター
- (2) ウェブサイト
- (3) 名刺、封筒及びレターヘッド
- (4) その他本学の教育研究活動等で使用するもの
- (5) その他学長の承認を受けたもの

(使用申請)

第5条 第3条第4号及び前条第5号の承認を受けようとする者は、別記様式により事前に申請しなければならない。

2 営利を目的としてマークを使用しようとする場合は、別記様式により事前に申請しなければならない。

(使用承認)

第6条 学長は、前条により申請を受けた場合は、内容を審査の上、使用を承認するものとする。ただし、使用目的等が次に掲げるものの一に該当する場合は、使用を承認することができない。

- (1) 特定の政治、宗教又は思想等の活動に使用する場合
- (2) 公序良俗に反し、又はそのおそれのある場合
- (3) 学長が適当でないと認めた場合

2 学長は、使用を承認するに当たり、条件を付すことができる。

(遵守事項)

第7条 マークを使用する者は、マークの品位及び尊厳の保持に努めるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) マークの形状及び彩色
- (2) マークの使用に当たっての適正な管理

2 前項に定めるもののほか、マークを使用する者は、別に定めるマニュアルを遵守しなければならない。

(使用承認の取消等)

第8条 学長は、次に掲げるものの一に該当する場合は、マークの使用の停止、使用の承認の取消又は使用物件の回収等の必要な措置を講じることができる。

- (1) 本学の名誉が傷つけられ、又はそのおそれがある場合
- (2) 使用申請の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (3) この細則の定める事項に違反した場合
- (4) その他学長が必要と認めた場合

(承認を受けずに使用した場合の措置)

第9条 学長は、マークの使用承認を受けずに使用している者又は使用しようとしている者に対し、その使用の停止を求めることができる。

(事務)

第10条 マークの使用に関する事務は、総務部総務課広報室が行う。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、マークの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成22年11月24日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

平成 年 月 日

コミュニケーションマーク使用申請書

電気通信大学コミュニケーションマークを使用したいので、下記のとおり申請します。

記

申請者の氏名（団体等の場合は、名称及び代表者の氏名）	
申請者の住所（団体等の場合は、団体等の住所）	
連絡先	電話：
	E-Mail：
使用目的	
使用方法	
使用図案	別添のとおり